

十九番	宮沢	良一君	二十番	指田	保雄君
二十一番	田村	市郎君	二十二番	村尾	栄次君
二十三番	木林田	治男君	二十四番	関	米吉君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

なし

第一回 昭生市議会 委員会 第二号

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長	木林田進君	臨時速記事務補佐員	松矢昭子君
議事係長	島田幸治君		

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	長田村匡雄君	助役	古谷徳男君
収入役	高水永君	教育長	森田猛君
企画財政部長	生子国利君	総務部長	浅見裕康君
市民部長	井上久男君	福祉部長	須崎進君
建設部長	内田和雄君	教育次長	八木房雄君
監査委員事務局長事務取扱	木林田武君	選挙管理委員会事務局長	篠崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第一回福生市議会定例会議事日程

開議日時 三月八日（木）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 市長の施政方針演説

日程第四 一般質問

日程第五 陳情書の取り下げ願について

日程第六 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第六号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第七号

福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第八号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第九号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第十号

福生市の一般職の職員の定年等に関する条例

日程第十二 議案第十一号

福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例

日程第十三 議案第十二号

西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約

日程第十四 議案第十三号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第六号）

日程第十五 議案第十四号

昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第十六 議案第十五号

昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）

日程第十七 議案第十六号

昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十八 議案第十七号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）

日程第十九 議案第十八号

昭和五十九年度福生市一般会計予算

日程第二十 議案第十九号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第二十一 議案第二十号

昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第二十二 議案第二十一号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）

一 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日野第二十一 議案第二十一号 理事業会計予算
- 日程第二十三 議案第二十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第二十四 議案第二十三号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第二十五 議案第二十四号 市道路線の認定について
- 日程第二十六 請願第五十八―四号 食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願書（審査報告）
- 日程第二十七 陳情第五十八―十九号 厚生省の食品行政に関する陳情書（審査報告）
- 日程第二十八 陳情第五十九―一号 国立病院・療養所存置に関する陳情書
- 日程第二十九 議案第二十五号 食品添加物の指定品目拡大反対に関する意見書
- 日程第六 議案第五号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正
- 日野第二十五 議案第十四号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正
- 日野第二十四 議案第十三号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正
- 日野第二十三 議案第十二号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正
- 日野第二十二 議案第十一号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正
- 日野第二十一 議案第十号 福生市市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の改正

午前十時 開会・開議

○議長（田村市郎君） ただいまから昭和五十九年第一回福生市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長（田村市郎君） 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第一百三十二条の規定により、議長において
十六番 高水物心八君
十七番 東田正治君
十八番 堀川 實君
以上三名を指名いたします。

○議長(田村市郎君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(本林田議会事務局長報告)

- 一、昭和五十九年第一回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、陳情書の受理について(別添参照)
 - 四、意見書の受理について(別添参照)
 - 五、陳情書の取り下げ願について(別添参照)
 - 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 七、昭和五十八年十二月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 八、昭和五十九年一月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。
今次定例会の会期については、議会運営委員会において

検討されており、委員長から報告をお願いします。

(議会運営委員長 宮沢良一君登壇)

○議会運営委員長(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、去る二日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

まず、今定例会に提案される議案についてであります。市長から二十件の議案が送付され、議会側としては、五件の議案と、一般質問については六名の議員から通告されております。またほか、三月議会会でありますので、市長から施政方針の申し出もされております。

日程につきましては、先例にならしまして、市長の施政方針を冒頭にお願ひし、以下、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

また、議案の取り扱いについては、お手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し、審査願うことといたしました。

が、特に、廃止条例と組合規約の一部改正、また議員から提出されております意見書については、慎重に審査の上、即決をお願いすることといたしました。

また、昭和五十九年度福生市一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、これに付託して審査願うこととして議運としては決定いたしました。

なお、厚生委員長から提出されている審査報告書二件については、関連がありますので一括して上程することといたしました。次に、会期についてでありますか、一般質問の通告時間、議案の審査時間等勘案の結果、本日と明日の二日間本会議をお願ひし、その後における委員会審査期間等検討した結果、最終日を二十六日とする十九日間とすることに決定いたしました。

次に、全員協議会でありますか、理事者から申し入れがあり、議会側としても特別委員会設置について御協議願う

ことといたしましたので、本日の本会議終了後、開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会は、特に五十九年度予算等を審査するきめめて重要な議会でもあります。議員各位の特別の御協力により、円滑に議会が運営されますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、三月八日から三月二十六日までの十九日間と決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十九日間と決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第三 この際、市長から昭和五十九年度の施政方針について、その大綱を説明するための発言の申し出がありましたので、これを許します。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 大変貴重な時間、発言の場を与えていただきましてありがとうございます。

お許しをいただきましたので、昭和五十九年第一回定例議会を開催するに当たり、私の施政の一端を申し述べさせていただきます。

私の任期も残り少なくなり、過去四年間を振り返ってみますと、エネルギー問題に端を発し、物価、経済等、国の内外を問わず難題が山積しておりました。

また、地方自治体におきましても、諸般の情勢はきわめて厳しい年でもありました。

このような状況の中にあつて、当市におきましては、議員

各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力により、おかげさまでもちまして堅実な財政基調を維持し、今日まで順調なペースで市政を運営してまいることができました。たゞ心をこら感謝申し上げる次第でございます。今年度も引き続き健全財政を維持してまいりたいと思っております。

昭和五十九年度の行政運営について、当初予算を中心として施策の大綱について述べたいと存じます。

初めに、当初予算規模でございますが、一般会計予算百十七億六千四百二十万二千円、対前年度との伸び率七・二％、特別会計・受託水道事業会計予算をあわせると、総額百六十二億一千六百九十一万六千円となっております。全体的に低い伸び率となっております。これは事業の完成に伴い、下水道事業会計、区画整理事業会計等の予算減少によるものでございます。

次に、施策の大綱についてでございますが、都市基盤の整備、

教育文化施設の充実等、市民福祉の向上を目指し、活力ある市民のまちづくりに向け行政運営を図ってまいりたいと存じます。

まず、快適で豊かな市民生活が営まれ、活発な都市活動が安全かつ能率よく行われるために、当市の市街地整備につきましても、すばい土地区画整理方式により事業を推進してきて、このところでごまいて、このため、福生駅を中心とした東口土地区画整理事業がおかやまをもちまして完了いたしました。市街地地域の約三七名が面的整備を完了いたしました。また、西口周辺地域の再開発事業につきましても、昨今の状況下におきまして、非常に困難な問題がございすが、当該地区の方々の熱意と、市議会並に關係機關の深い御理解と御協力を得ながら、開発の実現に向け努力してまいりたいと存じます。さらに、残りの未整備地区のうち、特に、熊川地区の一部につきましても、今後、土地区画整理事業の推進を図りたく、本年度

調査費を計上いたしました。

次に、御案内のとおり、建設省では多摩川八景の選定に取り組んでおります。そこで、当市においてもその候補地として、柳山公園、かに坂公園周辺、そして、五日市線と桜堤が挙げられております。いずれも多摩川左岸に武蔵野の面影を色濃く残して、市民の憩いの場として親しまれている場所でもあります。これと一体となる多摩川は、かつての清流の面影を若干残すにとどまっております。自然の景觀を後世に伝承するとともに、豊かで潤いのある多摩川となるよう水質、水量両面にわたり關係機關に要望し、その浄化等に力を注いでまいり所存でございます。また、本年度から新たに福生桜まつり事業の委託をしてまいります。

次に、地域の実態に即した市民の自主的な地域活動の場として、最も望ましい地域会館の建設を、ここ数年急速な発展を遂げた田園地区に見章館機能を含んだ会館を建設し、地

域住民の利便と福祉の向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、昨年の六月定例会で御議決いただきました西多摩地域広域行政圏に参画する中で、現在事務事業の内容につきまゝては、組織団体と協議しているところでございます。当市における課題は山積しており、当面の施策といたしましては、医療機関の充実と、圏内地域との交流円滑化のための交通機関の設置等議会に御相談申し上げ、十分検討を加え、活力あるまちづくりを推し進めてまいりたいと存じます。

次に、幼児教育の一環として本年度新たに私立幼稚園教諭に対し研修経費の一部助成を実施し、資質の向上と幼児教育の充実に努めてまいります。

医療保健対策につきまゝしては、心身ともに健康で幸せな生活を送ることがすべての人の願いであり、市民が寄せた期待は大きなものがあります。

昨年二月に老人保健法が施行され、現在健康センターで実

施しております各種予防検診、健康相談、健康教育、訪問指導等、医師会等の御協力をいただき、病気の早期発見や予防にも努めてまいります。

さらに、豊かな人間と文化を育むための施策といたしまして、屋外運動場並に飯称熊川野球場の整備に努めてまいります。

次に、市政運営を進める上で避けて通ることのできない基地問題につきまゝしては、基地からの被害に対し、できる限り和らげるよう引き続き関係機関に積極的に要望するとともに、市民の安全性の確保と公共施設等の整備により、一層努力してまいりたいと思っております。

次に、昨今の経済不況の中で問題視されております職員の給与につきまゝしては、給与体系の見直し、適正化を図ってまいりたいと思っております。

以上、主な施策につきまして申し述べましたが、いずれにいた

しましても、地方自治体を取り巻く諸情勢は厳しいものがあります。こうした困難に対し、全力を尽くして健全な市政運営を図り、市民生活の向上を目指し、市民の声が十分反映されるよう配慮しながら、行政と市民とが一体となった行政運営を執行してまいりたいと思っております。

終わりに臨み、ここに御参集の議員各位並びに市民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、私の市政に対する所信の発表を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（田村市郎君） 以上で市長の施政方針演説は終わりました。

○議長（田村市郎君） 日程第四一般質問を行います。
一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従いこれを許します。まず、十一番 原敏子君。

（十一番 原敏子君登壇）

○十一番（原敏子君） 一般質問をさせていただきます。

まず、保育行政について、産休明けについて質問いたします。保育所は、働く婦人と子供の健全やかな成長にとって必要不可欠のものであります。雇用労働者の三分の一を占める婦人労働者は、生産の担い手として重要な役割りを果たしてまいります。千三百万人を超える働く婦人のうち七割が既婚者であり、平均年齢が三十五歳ということは、子育て最中の婦人たちが中心になっているということです。経済企画庁の調査では、学齢前六歳未満の子供を持つ母親で、四人に一人は働いています。子供ができて、おっと仕事を続ける方がよいと考える婦人がふえ、実際に、七十年代後半から妊娠・出産による退職者が減る傾向にあります。働く婦人の職種・職域も広がっています。物価が高く、生活が苦しい今日の状況の中で、これから働く婦人はふえ続けることと見えます。

保育所は、働く婦人の雇用と家事、育児を両立させ

るための社会的保障であり、男女平等、婦人の解放にとつても重要な役割りを持つものであります。七十九年に国際条約として国連で採択されました「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」は、子供の養育は男女と社会全体の共同責任であることを明確にし、そのための具体的措置として、両親が家庭の責務と職業上の責任及び公的活動への参加等との調和をさせるために必要な援助的社會サービス供給を促進すること、特に、保育施設網の設置及び発展を挙げています。これらの社会状況の中での福生市の保育行政はどうでしょうか。現在、市内には四つの公立保育所と八つの民間保育所があります。このほか無認可保育所が四、五ヶ所あります。全国的傾向である児童数の減少は、福生市でも例外でなくあらわれてきていると思います。しかし、児童数が減っても、働く婦人がこれ続ける中で、いまこそよりよい保育、保育の内容充実が求められている時期はないでしょうか。ここ数年、保育所の申し込

み者は年々減少し、五十九年度も例外ではないと思います。

このような中での保育行政を見直す必要があると思います。

働く婦人の切実な願いである産休明け保育を実施し、保育内容充実すれば、いまあらわれつつある保育所の定員割れを防ぐことができ、それで民間保育所の経営健全化も図れるのではないのでしょうか。働く婦人が安心して子供を産み出してもらえるような保育所をという声を真険に受けとめ、福生市でも産休明け保育の実施をすべきときではないかと考えます。市長の見解をお尋ねいたします。

保育行政の二つ目に、都立保育園の移管についてお尋ねいたします。

保育所の必要性や今日的意義につきましては、いま申し述べましたので、働く婦人や保育所を必要とする子供たちにとつての保育所の重要性は、繰り返すになりますので省略いたします。